Copyright © 傳泓資訊 www.dhcdb.com.tw 版權所有

▲遠客受托郵便代金信內註明按期不悞

當選論文

農村甦生への道（二）

柏舟生

三、農村甦生への道

然らば、以上の如く破滅に瀕せる臺灣農村の刻下の窮乏打開策は如何？總じて打開策なるものは一般に應急的とか、根本的とかに區別するが吾人にとつては何づれにしても應急的にして同時に根本的である。之れを以下に於いて詳述するであらう。

1，公稅公課の減免又は資本家への轉嫁

前掲の農家經濟概表に見るが如く、公租公課が農家經濟上如何に彭大なる負擔であるかが明瞭となる。更に吾人に眼を轉じて臺灣島民の負擔にがいる公租公課を檢討しやう。請ふ次の表を見よ！

		明治廿九年	大正五年	昭和二年	昭和四年
歲入經常部總計		100	100	100	100
直接稅		三三	九	八	八
間接的負擔	島外	六六	七	一五	一三
	島內	六六	七	一四	一三
其他		五五	二	一三	一二

これによつて見れば「消費者の間接的負擔（間接稅及び專賣收入）が歲入中の最も大なる割合を占め直接的稅負擔の割合極めて小なるを見る。豐富なる臺灣歲入の大部分は島外及び島內消費者の間接に負擔するところにして、殊に近來は島內負擔が大となつた。概して直接稅は財產及所得に對する負擔であり、間接稅及專賣收入は主として一般庶民の負擔である。從つて臺灣の財政制度が資本家保護、庶民無產者化の結果を來だし、資本的企業の勃興、臺灣の資本主義化に貢獻したる處は明白である」（矢內原教授著帝國主義下の臺灣）

かゝる巨額の諸公課ら負擔してゐる全島民の約六割が農家階級なることを思へ！然らば負擔の累進に對して不平不滿を漏さなかつたのか？臺し島民には臺灣に於ける議決權を有せず、「地方財政の如きは州、市、街、庄の協議會に附議するは勿論單なる諮問に過ぎずして事實上總督府の專制たるに於いて今日と雖ども變りはない」、矢內原教授前掲書）から苛酷なる負擔に甘せざるを得なかつたのだ！實に持地六三郎氏をして「見るべし臺灣財政が主として專賣及び官業よりの收入に依賴するものなることを」（同氏著臺灣殖民政策）と讃歎せしめ、又「臺灣人民の負擔が今日に於いて決して輕き負擔と謂かべからざることは他の殖民地との比較に於いて、察知し得べし」（持地氏前掲書）と告白せしむるに至らしめたのも無理からぬことだ。臺灣の農民階級と中小地主階級の負擔ー地租營業稅戶稅その他一切の附加稅は農產物價格墓落のため所得が著しく減少してゐるにも拘らず依然として變らない。刻下の窮乏を打開するには須らく諸公課を半減するか又は全免して島民の生活狀態に餘裕を與るべしだ。而して國庫補充には高率なる不在地主稅さか資本稅さかを課して資本家ー主として日本帝國主義ブルジョアジーに轉嫁せよ！彼等が過去三十餘年間蓬髮の富を掠奪した報酬として。

尙諸公課減免の方策として最も效果的なものは「官吏加俸全廢」である。諸物價が下落すれば貨幣價値が上騰するところに經濟法則の教ふるところで、現今の諸物價は前年に比して優に三割以上減じてゐる筈だ。それ故本俸のみにても十分に餘裕ある生活を維持し得るから此際斷然加俸の棒引を實行すべきである。

加之島民にとつて有害無益なる保甲費等の封建的存在たる保甲制度の維持に要する費用をも一切廢止すべきだ。否、保甲費のみでなく、保甲制度そのものをも廢棄せよ！

2，借金支拂猶豫の斷行

農業恐慌は農家の借金を增加せしめた。農民は今や借金の元利のために首が廻らなくなつてゐる。之の際政府當局は「借金支拂猶豫令」を即時制定して借金に苦しんでゐる農民をして其の債務の支拂を施行當日より向ふ三ケ年間猶豫するを得せしめ、施行期間には勿論利子の請求をも禁止すべきである。誠に幸ひなる哉！植民地臺灣には法律第六十三號により臺灣總督府に特別立法權が附與されてゐることは、好機逸すべからずで、お得意の律令權を運用して即時借金支拂猶豫令を發するやうお勸めする。

吾人の記憶にはまた新しいが、あの昭和二年の金融恐慌の際には「日銀損失補償法」であるとか或は「臺灣銃拾上甚だ面白くなき結果を生ずべし」との理由を以て「臺銀救濟法」が出された。そのために總計七億の負擔といふのが民衆の背中に載せられたのだ。即ち金融資本家救濟のために或は二十一日間の「支拂猶豫」を施行したり、或は補償法を制定したりして是程までに資本家に親切な盡したる政府が、曷々たる臺灣農民救濟のために、四百萬圓から緊縮の折柄二百萬圓に半減して、而も低金資金貸付になり變つたさは何ごさだ？併し之れさても臺灣農民には緣が遠いかも知れぬ。

3，小作料の半減竝に農具種子肥料の無料貸與

內地に於いては農民諸君が「小作料全免、借金棒引」のスローガンをかゝげて盛んに抗爭してゐる現狀である。臺灣に於いても同樣に疲弊し切つた農民は最早從來の小作料ではやり切れぬ。宜しく小作料を半減し、之れに農具、種子、肥料代を以てして、彼等を危地より救ひ出すべしだ。

香港の苦力を語る

孫中山の心事

臺南　林洲欽

所謂中華民國の「國父」であり、「聖人」であり、中國歷史上唯一の「偉人」である孫中山は、當時自國の革命青年が多く世界主義を提唱し、民族主義は世界の潮流に逆行するものなりと絕叫し居るを聞いて痛く疑ひ、その著「三民主義」の中の民族主義第三講に於て、特に次の如き巧妙なる譬喩を用ひてこれが反對に努めて居る。

「香港に、一本の竹の天秤棒と二本の繩を持つて埠頭へ行き、旅客の荷物を擔いで生活してゐた一人の苦力があつて、毎日得た僅かなばかりの賃錢を一生懸命に蓄め込み、それが積り積つてやつと十幾圓かになつた。するると、彼はその金で當時盛んに流行してゐた呂宋彩票（宮籤）一枚を買つた。そして、家もなく別にしまつて置く場所もないので商賣道具の何處へでも持つて歩く竹の天秤棒の內へ藏し置き、彩票の番號を絕えずくり返しては念じ、忘れぬやうに頭にきざみ込んで、いろ〳〵樂しい夢をみては開票の日を待ちあぐんでゐるうちに、待ち遠しい日もだん〳〵近づいて來て、いよ〳〵開票の當日となつた。勿論彼は急いで彩票店へ行つた。そして番號を問ひ合せて見ると、驚くべし、頭彩（一等）千萬圓が當つてゐた。——實よさでもなく彼れは有頂天になつてしまひ、殆んど狂せんばかりに喜んだのも無理ではない。そして「もう、この竹の棒も繩も不用だ」と言ふて海の中へ投げ捨てしまつた。」

彼れの意見に從へば、「この比喩の呂宋彩票は世界主義といふ大金を儲けるもの、竹の天秤棒は民族主義といふ商賣道具、一等當選は中國の帝國主義が頂上に達して世界主義を實現し、世界の人が皆進貢するといふ黃金時代であるとすると、その時が來れば民族主義も不用となり、竹棒も海へ投げすてゝよいことになる。……しかし現在の中國が世界主義を唱へるのは不適當である。」と云ふことである。要之、その言はんと欲するところは「民族主義を放棄することは絕對反對だ」と云ふ一點にあることは言を俟つまでもないことである。

しかし吾人は斯う考へる。この比喩に表れてゐる呂宋彩票を竹の天秤棒と共に海へ投げてしまつた香港の苦力は固より大馬鹿者であつたらう、けれども彼れがもし氣をきかして先に彩票を抜き取つて頭彩を貰つたとすればどうだ？此點に就いて孫中山は何んとも言つてゐない。事實中國のプロレタリアートは決して彼の苦力の如きに竹の天秤棒を放棄しはしない。彼等こそは眞に民族解放の爲に奮鬪してゐる眞正民族主義者とも言ふべきであらう。そして必ず彩票を竹の天秤棒から抜き出して頭彩を貰ふ人々である。又、彼等は××解放を勝利に戰ひ取る爲には必ず國際プロレタリアートと聯結せぬばならぬことをも知つてゐる。中國のブルジアジーは自國のプロレタリアートが自分達に聲援して各帝國主義の對華侵略に反對し、自分達の利潤を護持し、高めることを利用こそすれ決して自國のプロレタリアートが國際無產階級と聯絡したがために資本主義の統治が根本から動搖し始めるやうなことを好みはしないのだ。彼等の意見に從へば、最も都合よき事は一切の苦力が永久にその竹棒で彼等ブルジアジーのために荷物を擔ぎ、而して頭彩に當つたことまでも忘れて丁ふ樣にと云ふことにある。孫中山が世界主義に反對したる所以、またこゝにあること言ふて可なりである。それのみではない。現に彼れの徒子徒孫に依つて指導されてゐる民族的ブルジョアジーは自國のプロレタリア運動の增大と共に、「打倒××主義」「××獨立」「祖國」といふ自己のスローガンをだん〳〵と投げ棄てて自國のプロレタリアートと戰ふためには、強國のブルジョアジーに任意の讓歩をなさうと待ち構えてゐる。否、それをなしつゝあるのだ。

臺灣に於ける丸呑みの民族主義者よ、偉人孫中山の爲めに誤まられることなかれ。汝達が孫文製の民族的緣酒に醉うてゐる間に、大衆は巨大なる健脚を上げて民族的障壁を踏み倒しながら、共通なる國際的プロレタリア意識を益々より深く築き上げつゝあるのだ。

今に覺醒して過去一切の誤謬を徹底的に淸算し得ずんば、汝達は大衆の踏み倒せし民族的障壁の爲めに壓死されるであらう。あゝ、弱き者よ、汝の名は民族主義者なりだ。

市街庄政の批政摘發

投稿大歡迎!!

採用原稿には薄謝を進呈す

——寄稿者は本名を要す——

臺東街の橫暴

助役の民族主義　街民の反感嵩す

自治生

臺東街役場に、前助役宮本氏が、魚市場の不正事件（暫つて本報に掲載された）で引責辭職し其の椅子は退職稅務吏平尾氏が坐つた。明瞭に役場を縣官敬遠せしめた。農民は今や借金の元利のために首が廻らなくなつてゐる。之の際政府當局は「借金支拂猶豫令」を即時制定して借金に苦しんでゐる農民をして其の債務の支拂を施行當日より向ふ三ケ年間猶豫するを得せしめ、施行期間には勿論利子の請求をも禁止すべきである。誠に幸ひなる哉！植民地臺灣には法律第六十三號により臺灣總督府に特別立法權が附與されてゐることは、好機逸すべからずで、お得意の律令權を運用して即時借金支拂猶豫令を發するやうお勸めする。

吾人の記憶にはまた新しいが、あの昭和二年の金融恐慌の際には「日銀損失補償法」であるとか或は「臺銀救濟法」が出された。そのために總計七億の負擔といふのが民衆の背中に載せられたのだ。即ち金融資本家救濟のために或は二十一日間の「支拂猶豫」を施行したり、或は補償法を制定したりして是程までに資本家に親切な盡したる政府が、曷々たる臺灣農民救濟のために、四百萬圓から緊縮の折柄二百萬圓に半減して、而も低金資金貸付になり變つたさは何ごさだ？併し之れさても臺灣農民には緣が遠いかも知れぬ。

3，小作料の半減竝に農具種子肥料の無料貸與

內地に於いては農民諸君が「小作料全免、借金棒引」のスローガンをかゝげて盛んに抗爭してゐる現狀である。臺灣に於いても同樣に疲弊し切つた農民は最早從來の小作料ではやり切れぬ。宜しく小作料を半減し、之れに農具、種子、肥料代を以てして、彼等を危地より救ひ出すべしだ。

街役場は街民の便宜、福利を計る人民の爲の役所であるゝ從つて其の仕事をする人も人民の要求に適ふ者でなくてはならぬ。

街政を知らぬ助役に關係役員に置く事は出來ぬ。

街役場は街民の便宜、福利を計る人民の爲の役所であるゝ從つて其の仕事をする人も人民の要求に適ふ者でなくてはならぬ。

容所と心得てゐるのだ。

稅務課時代の彼の橫暴と殘虐は、內命勿々街民の反感を買つた。殊に民族差別觀が甚しい。

彼が稅務の徵收係長の時に準備の胡奧民に對し、不當な强制差押をしたことから、毆打され、此な支那人にしても支那が相手にしなかつた位だ。街助役に來ても舊來の惡辣殘虐は一向改まらない。

一月三十日に、街市場內の靑商黃扱が、街營魚市場から魚を購ふにないで、直接高雄から買ふのに不當だと云ふ理由で、黃扱の市場內で野菜を賣ることを禁じた。當日は丁度黃扱が不在中だつたので、彼の妻は二三人の小兒を携へて、黃扱の賄ふ迄許して下れと哀願したが、毫も肯じなかつた。直ちに警記小島氏、衛生苦力を使つて、彼の市場內に並べてある生菜、果物生魚等全部を屋外に投出した。

此の狀況を眺めた民衆は、憤慨しないものはない。彼の野蠻的な橫暴な仕打に對し、厚く黃扱の妻に同情の涙な流した。助役の殘忍極る態度な罵り、街內は議論紛々になつてゐる。黃扱は此この小商賣によつて妻子を養つてゐるので直ちに路頭に迷ふ事となり、黃氏の妻は二三人の小兒を連れて、廳公室に於て庶務課長に哀訴した。課長も少からず同情し、何分の處置をするこ言ふ答なので今日になつても尙等の處置な見ない。彼に種種な惡辣人非庶者である。彼に責任後素行人官吏な處置として內地人に換へようとしてゐる。

彼の存在は益々內地人の對立對統治勞を作るに過ぎない。官吏は民族的偏見を去り公平を以て職務を遂行するに外ならぬ。